

神奈川県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）に関する県民意見及び意見に対する県の考え方

○意見募集期間

令和6年11月6日（水曜日） から 令和6年12月5日（木曜日）

○提出された意見の概要

- ・意見提出件数 2件（意見提出者数 2人）
- ・意見別の内訳

意見の内容	件数
1 制定内容に関する意見	1
2 その他	1

○意見の反映状況

意見の反映状況	件数
A 本案に反映しました。	0
B 本案に反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます。	1
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	0
D 本案には反映できません。	0
E その他	1

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	2	施行細則（案）のパブリックコメントなのに、肝心の「施行細則（案）」は示されず、概要のファイルしかついてないので、どう定められるのか、具体的内容が見えてこない。 また、細則制定の趣旨として「従来の規制レベルを維持する等」とあるが、法が改正された趣旨や熱海の土石流での被害を二度と繰り返さないとした、制定趣旨がわかっておらず、きちんと向き合っていないのではないかと思えない。	B	これまで本県では、土砂条例等に基づき危険な盛土等を規制してきたところ、この施行細則（案）では、「従来の規制レベルを維持する」ものであると記載させて頂きました。分かりづらく申し訳ありませんでしたが、その趣旨は、令和5年に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）で、盛土等に関する技術的基準が設けられたものの、その基準は土砂条例の基準よりも緩いものであったことから、条例による規制レベルは維持したものです。 なお、盛土規制法は、土砂条例よりも厳しい罰則が規定されており、こうした規制や罰則により、危険な盛土対策にしっかりと取り組んでまいります。
2	1	「神奈川県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（案）」に関する意見趣旨に「規制内容の上乗せ」と言いながら、一番目にくるのが「許可不要とする工事の範囲の拡大」となっており、結局、手抜きするためのものかと思えてならない。 熱海の土石流では、結局盛土を行ったと言われる者は虚偽の申請をしたうえでの重大事故を起こしたと思われるのに逮捕されておらず、今回の法改正は、その反省から罰則が取り入れられたのに、細則の一番目に来るのが安全やいのちではなく、「許可不要」というのは、知事が言っているいのちあふれる神奈川というのはなんなんだと思う。	E	盛土規制法では、災害の発生のおそれがないと認められる工事については許可不要としていること（第12条第1項ただし書き）や、標高差が1メートルを超えない農地造成や耕作土の仮置きについては災害の発生が確認されていないことを踏まえ、こうした工事については許可不要の扱いとしたものです。 一方、災害のおそれがあり、盛土規制法に基づく許可対象となる盛土等につきましては、本細則で上乗せした盛土規制法よりも厳しい技術的基準を適用し審査してまいります。盛土規制法では、土砂条例よりも厳しい罰則が規定されたところでもありますので、こうした法よりも厳しい基準と条例より重い罰則を両輪にして、危険な盛土対策にしっかりと取り組んでまいります。